

本校の校則について

本校では、現行の校則に関して生徒の代表（生徒会役員）と保護者の代表（PTA地区学年委員会等）の意見を聴取する機会を設けている。そこで示された意見と時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、学校側が校則を改定している。

1 校内生活

(1) 登校時刻

ST開始時刻の5分前（8時40分）までに登校する。

(2) 下校時刻

ア 夏季（3月から2学期中間考査まで）は17時30分

イ 冬季（2学期中間考査後から2月末まで）は17時

ウ 部活動下校時刻

(ア) 夏季は18時45分（部活動終了18時30分）

(イ) 冬季は18時15分（部活動終了18時）

(ウ) 定期考査1週間前から考査終了までは部活動を停止する。

エ 定期考査中の下校時刻

16時

オ その他

上記以外で特別な事情等で残る生徒は、関係の先生から許可を得る。

(3) 欠席等の事前連絡

欠席・遅刻・早退は、事前に保護者からインターネット（Google フォームを利用した欠席等連絡フォーム）または電話で連絡する。ただし、定期考査日の欠席・遅刻、感染症に関する連絡は電話でのみとする。また、遅刻・早退の場合は「身分証明書」にその理由を記し、担任に提出してもよい。

※ 欠席が1週間以上にわたる時は、その理由書を、病気の場合は医師の診断書等を提出する。

(4) 忌引

次の場合は忌引とし、出席にも欠席にも扱われない。ただし、授業については欠課として扱う。

ア 父母が死亡したとき（7日以内）

イ 祖父母、兄弟姉妹が死亡したとき（3日以内）

ウ 曾祖父母、伯叔父母、及び同居家族が死亡したとき（1日以内）

※ 父母の法要は、忌引1日を認める。また、遠隔地の場合は移動日数を加える。

(5) 公欠（通称）

次の各項に該当する場合は「出席扱い」とする。ただし、授業については欠課として扱う。

ア 対外運動競技やコンクール等への参加が学校により計画・実施されたもの。

イ 国・地方公共団体及び教育委員会が主催し、校長が承認または推薦した研修等に関するもの。

ウ 心電図検査、尿検査、血液検査、内科検査、行事前健康診断の結果、早期に精密検査が必要と判断され校長が承認したもの。

(6) 校外への外出

日課終了以前に校外に出るときは、担任に届け出て、許可を得る。

- (7) 休日に登校する場合
休日に校舎、校具施設を使用する場合は、関係教員の指導のもとで活動する。
- (8) 学校施設・備品を使用する場合
関係教員の指導のもとで使用する。
- (9) 印刷物の掲示・配布、アンケートや署名活動等を行う場合
事前に担任を通じて生徒指導部に届け出て、許可を得る。
- (10) 体育的行事・文化的行事後の反省会（打上げ会）、お別れ会の制限
校外で反省会、お別れ会、行事の打ち上げ等を実施しない。
- (11) 盗難防止及び貴重品管理
 - ア 学校生活に必要なもの及び高価なものを持ち込まない。
 - イ 貴重品については、自己管理を徹底する（貴重品袋を活用するなどして、盗難防止に努める）。
 - ウ 学校行事や移動教室での授業では、担当生徒が教室を施錠する。
- (12) スマートフォン等情報端末の持ち込み
授業や部活動等で使用の指示があった場合を除き、スマートフォン等情報端末を学校に持ってきた場合は、電源を切り学校の敷地内では使用しない。

2 登下校・校外生活

- (1) 制服着用及び「身分証明書」の携帯
通学には学校指定の制服を着用し、「身分証明書」を携帯する(休日に部活動、学習会等で登校する場合も同様)。
- (2) 自転車通学
自転車通学は許可制とし、許可条件・遵守事項を守る。
- (3) 運転免許証取得
原付自転車、自動二輪車、自動車の運転免許証の取得は原則として認めない。やむを得ない理由等で取得を希望する場合は、担任を通じて生徒指導部へ届け出て、校長の許可を得る。
- (4) 交通途絶の場合
 - ア 登校に当たっては、安全について十分配慮する。
 - イ やむを得ず欠席する場合は、その旨を担任へ連絡する。
- (5) 問題行動等の防止
 - ア 責任ある行動に留意し、問題行動（飲酒・喫煙・万引き・薬物乱用等）がないようにする。また、風紀上、好ましくない場所へは立入らない。
 - イ スマートフォン等情報端末の適正利用に心がけ、個人情報の流出、ネット犯罪等に関わらないように留意する。
 - ウ 外出をする場合
やむを得ない場合を除き、夜間の外出は慎む（午後11時以降の少年（未成年者）の外出は、「愛知県青少年保護育成条例」により補導の対象となる）。また、無断外泊をしない。
 - エ 特別指導
次のような行為があれば、特別指導（校長訓戒や家庭謹慎等）の対象になる。また、内容によっては、学校教育法施行規則第26条に基づく退学等の懲戒が行われることもある。
- (7) 違法行為及び重大な校則違反
窃盗、恐喝、傷害等暴力行為、器物損壊、飲酒・喫煙、無断アルバイト、無断運転免許取得、

考査における不正行為（答案返却後の改ざんも含む）、悪質な怠学、不適切な交友関係

(イ) 社会道徳上、倫理的に許されない行為

いじめ、嫌がらせ、ネット上での誹謗中傷、けんか、暴言、授業妨害、度重なる校則違反、問題行動に同席、問題行動の教唆

(ウ) その他学校の秩序を乱したり、生徒としての本分に反したりする行為

(6) アルバイト

原則として許可しない。やむを得ない理由等で実施を希望する場合は、その実態について事前に保護者及び担任と相談し、「アルバイト許可願」にて担任を通じて生徒指導部へ届け出て、校長の許可を得る。

(7) 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割）の申請

「学校学生生徒旅客運賃割引証交付願」が必要な場合は、担任を通じて生徒指導部へ届け出る。

4 服装規定

(1) 制服（学校指定のものを着用し、加工は禁止する。）

ア 男子

(ア) 冬制服（黒色詰襟の標準学生服とし、学校の許可を得たもの）

(イ) 夏制服（学校指定の開襟シャツ、ズボンは冬制服と同様（生地のみ夏素材可））

(ウ) 上着を脱ぐ場合の服装は、白色無地のカッターシャツを着用する。

イ 女子

(ア) 冬制服（学校指定のセーラー服）

(イ) 夏制服（学校指定の半袖または長袖のセーラー服）

ウ 更衣の時期

特に設けない。

(2) 頭髪（品位と清潔を保つ。簡素を旨とし、自然な色や形を保つ。）

ア 長さの基準

(ア) 前髪は、自然な状態で目にかからない長さとする。

(イ) 男子の横髪は、自然な状態で耳に軽くかかる程度の長さとする。

(ウ) 男子の後ろ髪は、自然な状態で制服の襟にかからない長さとする。

(エ) 女子の横・後ろ髪は、両脇を結ぶ線より長い場合には束ねる。その際に使用するのはゴム（黒・紺・茶）、または黒色ピンとする。

イ 共通

パーマ・カールや染色、特殊技巧（上部と側面の極端な差や左右非対称など）は許可しない。

(3) その他の服装・所持品等

ア 靴下は白、黒、紺、グレーの単色とし、ワンポイント程度のものを着用する。

イ 通学靴は運動靴、または黒か茶の短革靴とする。雨天時は雨靴を使用してもよい。

ウ 校内上履は学校指定（学年色）のスリッパを用いる。

エ カバンは通学に適したのとする。

オ 帽子は熱中症対策及び防寒対策として、登下校時に着用してもよい。

カ その他

(ア) まゆ毛の技巧はしない。

(イ) カラーレンズの眼鏡・コンタクトは使用しない。

- (ウ) ピアスの穴をあけたり、装着したりしない。
- (エ) つめをのばしたり、加工・マニキュアをしたりしない。
- (オ) 化粧をしない。
- (カ) 指輪や腕輪などの装飾品をつけない。

(4) 異装

やむを得ない理由で異装を希望する場合は、「異装許可願（身分証明書使用）」を担任に届ける。

4 防寒着・防寒具

(1) 着用期間

特に設けない。

(2) 防寒着・防寒具の種類及び着用規定

ア 防寒コート

ダッフルコート、ピーコート、ダウンジャケットを標準品とし、色は単色で黒・紺・グレーとする。

イ ウィンドブレーカー

部活動で揃えたもの、中学校で使用していたものとするが、それ以外を着用する場合は生徒指導部へ申し出て許可を得る。

ウ カーディガン（セーラー服用）

学校指定のカーディガン（黒色・紺色）を着用できる。

エ 手袋・マフラー・ネックウォーマー

登下校に適したものを。

オ ストッキング・タイツ

単色無地の肌色ストッキング及び黒色タイツを着用できる。

カ ひざ掛け

冬季の授業で、寒さ対策としてひざ掛けを使用してもよい（定期考査での使用は不可）。

令和5年4月一部改正

校則の見直しの手続きについて

- 1 生徒会は、校則の変更（追加、改正又は廃止）について、生徒議会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、校則の変更を求めることができる。
- 2 生徒指導主事は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、校則の変更が必要と判断したときは、PTA生徒指導委員等から意見を聴取し、生徒指導部会を経て、運営委員会でその内容を諮り、議論する。
- 3 校長は、PTA生徒指導委員等からの意見や運営委員会での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、校則の変更について決定する。